



平成 21 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 宇部興産株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 田村浩章
(コード番号 4208 東証第 1 部・福証)
問 合 せ 先 IR 広報部長 坂本靖子
(Tel : 03-5419-6110)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 103 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号) が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式は一斉に電子化されたことから、株券を前提とした規定の削除およびその他関連する規定の変更を行うものであります。
- (2) 社外監査役の選任に当たり有為な人材を迎え経営の透明性および健全性の確保を一層推進するため、社外監査役の責任限定契約の規定を新設するものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<u>(株券の発行)</u> <u>第 7 条</u> 当社は株式に係る株券を発行する。 (自己の株式の取得)	(削 除)
第 8 条 (省 略)	(自己の株式の取得) <u>第 7 条</u> (現行どおり)

<p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は1,000株とする。</p> <p>当社は第7条の規定にかかわらず単元未満株式に係る株券を発行しない。但し株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)はその有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(省略)</p> <p>(単元未満株式の買増)</p> <p>第11条 (省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は株主名簿管理人を置く。</p> <p>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第13条 (省略)</p> <p>⋮</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第32条 (省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は1,000株とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主はその有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(単元未満株式の買増)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は株主名簿管理人を置く。</p> <p>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p>⋮</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>(社外監査役の責任限定契約)</p> <p>第32条 当社は会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>
---	--

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成21年6月26日(金)
平成21年6月26日(金)

以上